



各 位

2019年5月28日

会社名 株 式 会 社 デ ィ ス コ
 代表者名 取 締 役 溝 呂 木 斉
 (コード番号 6146 東証第一部)
 問合せ先 I R 室 長 小 澤 伸 一 郎
 (TEL 03-4590-1111 (代表))

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2019年5月28日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2019年6月25日開催予定の第80回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

法令に定める監査役員の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設して補欠監査役の選任決議の有効期間を定めるとともに、補欠監査役が監査役に就任した場合の任期を明確にするものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第五章 監査役および監査役会 (員数および選任方法)</p> <p>第27条 当社の監査役は5名以内とし、株主総会で選任する。</p> <p>2. 監査役の選任の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(任 期)</p> <p>第28条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>第五章 監査役および監査役会 (員数および選任方法)</p> <p>第27条 (現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. <u>当社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u></p> <p>4. <u>前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(任 期)</p> <p>第28条 (現行どおり)</p> <p>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。 <u>ただし、前条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。</u></p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2019年6月25日
定款変更の効力発生日	2019年6月25日

以 上